中国におけるサービス産業 4 分野の外資規制

2015年3月 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部 中国北アジア課

本レポートに関する問い合わせ先: 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部 中国北アジア課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL: 03-3582-5181

E-mail: ORG@jetro.go.jp

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載

アンケート返送先 FAX: 03-3582-5309

e-mail: ORG@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 中国北アジア課宛



● ジェトロアンケート ●

調査タイトル:中国におけるサービス産業4分野の外資規制

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想 について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの 参考にさせていただきます。

■質問1:今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか? (○をひとつ)

4:役に立った	3:まあ役に立った	2:あまり役に立たなかった	1:役に立たなかった

■質問	引2	_	②上記のように ご記入下さい。	判断された理由	、③その他、	本報告書に関す
■質問	引3	: 今後のジェト 願います。	- ロの調査テーマ	/についてご希望	等がございま	したら、ご記入

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

		会社・団体名
	□企業・団体	
ご所属	□個人	部署名

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針(http://www.jetro.go.jp/privacy/) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

~ご協力有難うございました~

はじめに

改革開放(1978年)から30年以上が経過し、その間に日本の多くの製造業が中国への進出を果たした。今では中国に進出する日本企業の8割以上が人件費をはじめとするコストの上昇を経営課題に挙げるようになり、労働集約型産業や輸出産業では中国ビジネスが転機を迎えている。他方、中国のサービス業は外資参入の歴史が製造業に比べ短く、また中国の巨大な国内市場をターゲットとしていることから、人件費の上昇が続く中国にあっても外資企業の注目度は依然高い。近年は世界の対中投資の過半を非製造業が占めるようになっている。

そこで今回、中国でこれからさらなる発展が期待され、日本企業の注目度も高いと考えられるサービス産業の4分野(1物流業、2医療(病院)、3高齢者介護、4人材派遣業)を取り上げ、その外資規制について、a)出資規制、b)資本金に関する規制、c)その他の規制の3つの観点でまとめた。

なお、以下の説明にある「外商投資」企業とは、いわゆる外資系企業をさす。主なものとして合弁企業(中国と外国の双方の出資により設立された企業であり、責任の分担及び収益の分配などが出資比率によって決まる企業)、合作企業(中国と外国の双方の出資により設立された企業であり、責任の分担及び収益の分配などが双方の契約で決まる企業)、独資企業(外国側の出資のみで設立された企業)がある。

1 物流業

外商投資物流企業とは、貨物の輸送、倉庫保管、積み卸し、加工、包装、配送、情報処理および輸出入などの段階を選択して有機的に結びつけ、比較的整ったサプライチェーンを形成し、顧客に多機能を一体化させたサービスを提供する外商投資企業を指す(「外商投資物流企業テストケース設立業務展開に関する問題についての通知」1条)。具体的には、外商投資道路輸送企業、外商投資水上輸送企業、外商投資航空輸送企業、外商投資貨物輸送代理企業、外商投資サード・パーティー・ロジスティクス(3PL)企業などの外商投資企業がこれにあたる(「物流分野の外資導入業務のさらなる推進についての通知」1条)。以下では、これらの物流企業に関する外資規制を紹介する。

1-1 出資規制

外商投資産業指導目録(2012年1月30日施行、以下「現行指導目録」と略)等によれば、各物流企業が該当する分類および出資規制は以下の表のとおりである。信書の国内速達便業務、郵政会社(主に信書の配達業務)は禁止類に該当し、水上輸送¹および鉄道貨物輸送は制限類に該当し、それ以外の業務は基本的に奨励類または許可類に該当する。

^{1 「}国内水上輸送管理条例」2条2項および11条によれば、ここでいう水上輸送とは、中国国内の水上輸送を指すと思われる。

	業務内容	現行指導目録	出資規制
		の分類	
1	道路貨物運輸	奨励類	外資は 100%まで出資が可能 (「外商投資道路運
			輸業管理規則」3条)
2	道路貨物運輸、積	許可類	同上
	卸		
3	鉄道貨物運輸	制限類	中外合弁、中外合作に限定し、かつ外資比率は
			49%以下でなければならない(「外資投資鉄道貨
			物運輸業審査認可及び管理暫定規則」2条、5条)
			(※中国(上海)自由貿易試験区では、100%の
			外資独資会社の設立が可能2。)
4	水上運輸	制限類	中国側が支配3(現行指導目録)
5	国際船舶運輸	奨励類	中外合弁、中外合作に限定し、かつ外資比率は
			49%以下でなければならない(「外資投資国際海
			運業管理規定」4条、5条)
			(※中国(上海)自由貿易試験区では、中外合弁、
			中外合作に限定するものの、49%の外資出資制限
			はない4)
6	国際貨物運輸代理	許可類	外資は 100%まで出資が可能 (「外資投資国際貨
			物運輸代理企業管理規則」2条)
7	国際船舶代理	許可類	中外合弁、中外合作に限定し、かつ外資比率は
			49%以下でなければならない(「外資投資国際海
			運業管理規定」4条、7条)
			(※中国(上海)自由貿易試験区では、公共国際
			船舶代理業務の外資比率を 51%にまで緩和5)
8	国際船舶管理、国	許可類	中外合弁、中外合作に限定しているが、外資資比
	際海運貨物積卸、		率に関する制限はない(「外資投資国際海運業管
	国際海運コンテナ		理規定」4条)
	ステーション、コ		(※中国(上海)自由貿易試験区では、100%の
	ンテナ置き場運営		外資独資会社の設立が可能6)

_

²「中国(上海)自由貿易試験区における関連行政法規と国務院の批准を経た部門規則規定 の参入特別管理措置を一時的に調整することに関する決定」(2014年9月4日公布)

³ 現行指導目録ば、水上運輸業について中国側の持分支配との制限が付されている。「外商投資の方向を指導する規定」8条2項によれば、中国側の持分支配とは中国側の投資者の投資比率の合計が51%以上であることを指す。従って、水上運輸業については中外合弁、中外合作に限定し、かつ外資比率は49%以下でなければならないことになる。

⁴ 同注 2。

⁵ 同注 2。

⁶ 同注 2。

9	船舶サービス会社	許可類	外資は 100%まで出資が可能 (「外商投資国際海
	(中国語は「船務		運業管理規定」4条、13条、「外資独資船舶サー
	公司」)		ビス会社審査認可管理暫定規則」)
10	公共航空運輸	奨励類	中外合弁、中外合作に限定し、かつ中国側が持分
			支配し7、外資 1 社 (関連企業を含む) の投資比
			率は25%以下でなければならない(「外商投資民
			用航空業規定」6条)
11	農・林、漁業汎用	奨励類	中外合弁、中外合作に限定しているが、外資比率
	航空会社		に関する制限はない(「外商投資民用航空業規定」
			6条)
12	公務飛行、空中遊	許可類	中外合弁、中外合作に限定し、かつ中国側の出資
	覧に従事する一般		が持分支配8(「外商投資民用航空業規定」6条)
	航空会社又は工業		
	に貢献する一般航		
	空会社		
13	自動化高層立体倉	奨励類	航空貨物運輸倉庫保管業は、中外合弁、中外合作
	庫保管施設、運輸		に限定されるが、国際海運および道路貨物倉庫保
	業務関連の倉庫保		管業は 100%まで出資が可能 (「外資投資民用航
	管施設の建設、経		空業規定」6条、「外資投資国際海運業管理規定」
	営		4条、「外資投資道路運輸業管理規定」3条)
14	郵政会社、信書の	禁止類	該当なし
	国内速達9		

1-2 資本金に関する規制

上記の出資規制のほか、一部の物流企業については、最低資本金の要求がある。鉄道貨物運輸については、2,500 万ドルの最低資本金が要求されている。国際貨物運輸代理業務に関連する業務の最低資本金は、海上国際貨物運輸代理業が500万元、航空国際貨物運輸代理業が300万元、陸上国際運輸代理業または国際速達業務が200万元である。また、船舶サービス企業の最低資本金は、100万ドルである(「外資独資船舶サービス会社審査認可管理暫定規則」9条など)。

1-3 その他の規制

① 経営期間に関する制限

外商投資物流企業の経営期間は、一般的に20年を超えてはならないと制限されている10。

⁷ 注 3 で説明したように「外商投資の方向を指導する規定」 8 条 2 項によれば、中国側の持分支配とは、中国側の投資者の投資比率の合計が 51%以上であることを指す。

⁸ 同注 7。

^{9 「}速達業務経営許可管理規則」10条

^{10 「}外商投資物流企業テストケース設立業務展開に関する問題についての通知」9条。

そのうち、航空運輸関連会社(上表 10、11、12 および 13 の航空貨物運輸倉庫保管業)の経営期間については、例外的に 30 年を超えてはならないという緩和規定がある一方で、道路運輸関連会社(上表 1、2 および 13 の道路貨物運輸倉庫保管会社)の経営期間については、一般的に 12 年を超えてはならないというより厳しい制限規定もある。

② 分支機構の設置に関する制限

一部の外商投資物流企業に対して、その分公司の設置について一定の条件が設けられている。たとえば、外商投資国際貨物運輸代理会社については、開業から満 1 年が経過し、かつ登録資本金がすべて払い込まれている場合に限って、はじめて分公司の設置が認められる。外商投資船舶サービス会社の分公司の設立についても同様の条件があり、分公司設立1件につき 12 万ドルの登録資本金の増額が要求されている(「外資独資船舶サービス会社審査認可管理暫定規則」10条、11条)。

③ 業務経験上の制限

外商投資鉄道貨物運輸会社を設立する場合、外国の主要な出資者には貨物運輸業務に 10 年以上従事していること、および比較的に強い資金力や良好な経営実績を備えていることが求められており、さらに、中国側の主要な出資者も貨物運輸業務に 10 年以上従事している鉄道企業でなければならないとされている(「外商投資鉄道貨物運輸業審査及び管理暫定規則」5条)。また、外商投資船舶サービス会社を設立する場合には、出資者が船舶運輸業務に 15 年以上従事していることが求められている(「外資独資船舶サービス会社審査認可管理暫定規則」5条)。

④ 業務許可証

外商投資物流企業は、一般の外商投資企業と同様に商務部門において審査認可手続、工商行政管理部門において登記手続を行う必要がある。また、物流業務への従事に関する許可証の取得が必要であり、たとえば、国際船舶運輸(上記 5)への従事には「国際船舶運輸経営許可証」、国際船舶代理(上記 7)への従事には「国際船舶代理経営資格登記証」、国際船舶管理等への従事には「国際海運補助業経営資格登記証」を取得する必要がある。

2 医療 (病院)

中国の法律で「医療機関」とは、疾病の診断、治療活動に従事する病院(総合病院および専門病院等を含む)、クリニック、療養所、救急ステーションなどの機関を指す(「医療機関管理条例」第2条)。介護所、介護ステーション、臨床検査センターなども医療機関にあたる(「医療機関管理条例実施細則」第3条)。

2-1 出資規制

従来、医療機関は、外資の制限類プロジェクトに該当し、外国投資家は合弁または合作の形態に限り、中国側出資者の出資比率または権益が30%を下回ってはならないなどの厳しい制限が課されていた(2007年12月1日施行の「外商投資産業指導目録」、2000年7月1日施行「中外合弁、合作医療機関管理規則」8条など)。しかし、現行指導目録により、

医療機関は制限類から削除され、許可類に分類された。当該改正により、香港、マカオ、 台湾のサービス事業者11が全国地級市において外資 100%の医療機関を設立することが認 められた。それ以外の外国投資者についても、北京市、天津市、上海市、江蘇省、広東省、 海南省において外資 100%の医療機関を設立することが認められた(2013 年 12 月 30 日 施行「社会医療投資の発展の加速についての若干意見」3条1項および2014年7月25日 施行「外資独資病院設立試行業務の展開に関する通知」1条)。上海自由貿易区においては 外資 100%の医療機関の設立が可能となった(2013年 11月 13日施行の「中国(上海) 自由貿易試験区外商独資医療機関管理暫定規則」)。

しかし、2014 年 11 月 4 日に公表された「外商投資指導目録」の意見募集稿では、医療 機関が再び制限類としてリストアップされ、中外合作に限定する旨が記載されており、医 療機関への外資の参入規制が緩和されていくかどうかは不透明な状態である。中国(上海) 自由貿易試験区以外においてでさえ、香港、マカオ、台湾以外の外国投資者が 100%出資 するのは依然として難しい状況のようである12。

2-2 資本金に関する規制

「中外合弁、合作医療機関管理規則」(以下「合弁合作医療機関暫定規則」という)8条 は、中外合弁または合作形態の医療機関の投資総額は2,000万元を下回らないと要求して いる。中国(上海)自由貿易試験区外商独資医療機関管理暫定規則においても、同様の資 本金条件が設けられている13。

2-3 その他の規制

中外合弁・合作医療機関の出資者は、直接または間接的に医療衛生投資および管理に従 事した経験を有する独立した法人でなければならないと定めている(「合弁合作医療機関暫 定規則」第 7 条)。そして、外商投資医療機関の設立は、省級レベルの衛生部門および商 務部門の審査認可を取得する必要がある(「中外合弁合作医療機構の審査権限に関する通知」 1条等)。衛生部門は、地域の衛生計画および医療機関の設立計画に基づき審査認可を行う ため(「合弁合作医療機関暫定規則」10条2項)、地域の衛生計画および医療機関の設立計 画に合致しない場合には、認可が下りない可能性がある。従って、医療機関を設立する地 域を決定する前に、事前に設立候補地域の衛生部門に対して当該地域の衛生計画および医 療機関の設立計画に合致するかを確認する必要がある14。

¹¹ ここのサービス事業者とは、中国が香港・マカオとの「経済・貿易関係緊密化協定」、 台湾との「海峡両岸経済合作枠組協議」を締結し、3 地域企業で「サービス事業者認定」 を取得している者を指す。

¹² 上海市商務委員会への確認に基づく。

^{13 2014} 年 6 月 30 日公布の「中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置」(ネ ガティブリスト)(2014 年改正)により、2,000 万元の投資総額に関する制限がネガティ ブリストから削除された。中国(上海)自由貿易試験区主管当局に照会したところ、2,000 万元の投資総額の条件が依然要求されていることが確認できた。

¹⁴ この点について上海市静安区、黄浦区などの衛生監督所に照会したところ、いずれの区 も医療機関の設立数をコントロールしており、医療機関の業務内容によってその数が異な るとの回答を得た。

なお、外商投資医療機関の経営期間は、原則 20 年を超えてはならないと定められている (「合弁合作医療機関暫定規定」8条など)。

3 高齢者介護

中国の法律で、高齢者施設とは、高齢者のために集中的な居住および身のまわりのサービスを提供する施設を指す(「養老機関設立許可規則」3条)。上記2でも述べたように、介護所や介護ステーションなども医療機関にあたるため、高齢者施設内の高齢者の患者に対して医療的介護サービスを提供するために、高齢者施設内に医務室または介護ステーションを設置する場合、別途医療機関の業界管理部門である衛生部門の認可を取得する必要がある(2014年11月24日公布の「外国投資者が中国で営利性養老機関を設立し養老サービスを従事することを奨励することに関する公告」11条など)。

3-1 出資規制

現行指導目録によれば、高齢者施設は許可類に指定されている。「外国投資者が中国で営利性養老機関を設立し養老サービスを従事することを奨励することに関する公告」1条によれば、中外合弁、中外合作および外資100%の高齢者施設の設立が奨励されている。

3-2 資本金に関する規制

中国の法律で、外商投資高齢者施設の設立に関して、資本金に関する特別な規定は設けられていない。

3-3 その他の規制

外商投資企業に関わらず、高齢者施設の設立には、サービス内容または規模に適した資金および 10 床以上のベッド数が要求されている(「養老機関設立許可規則」6条)。

また、商務部門の認可手続および工商行政管理部門の登記手続を経て設立された外商投資高齢者施設がその高齢者サービスに従事する場合、省級レベルの民政部門または委託側である区の民政部門から「養老機関設立許可証」を取得する必要がある。そして、高齢者施設の中に、医療行為などを提供するための医務室または介護ステーションを設置する場合、別途衛生部門の許可を取得する必要がある。かかる許可の取得には、中国国家衛生・計画生育委員会弁公室が公布した「養老機関医務室基本基準」または「養老機関介護ステーション基本基準」における諸条件(医師、看護師や設備などの条件)を満たす必要がある。

4 人材派遣業

人材派遣は、中国の法律では「労務派遣」と称される。労務派遣業を経営する会社は、 通常の使用者が労働者に対して負うべき義務を履行する必要があるほか、派遣労働者と 2 年以上の固定期間労働契約を締結し、派遣労働者の業務がない期間において、会社所在地 の政府が定める法定最低賃金基準に従って当該派遣労働者に毎月報酬を支払うなどの義務 を負う(労働契約法 58条)。

4-1 出資規制

「外商投資産業指導目録」(2011 年版)によれば、労務派遣は奨励類、制限類および禁止類のいずれにもリストアップされていないため、許可類に該当する。2013年4月19日、人力資源社会保障部は「労務派遣行政許可実施規則」の意見募集稿を公布した。同意見募集稿32条では「外商投資企業が労務派遣業務の経営を申請する場合、中国国内の労務派遣会社との合弁により経営しなければならず、外商独資の労務派遣会社を設置してはならない」と規定していた。しかし、2013年6月20日に公布された「労務派遣行政許可実施規則」によれば、前記の規定が削除された。よって、中外合弁のみならず、外商独資の労務派遣会社の設立も可能である15。

4-2 資本金に関する規制

労務派遣業務に従事する場合は、企業の登録資本金が 200 万元を下回ってはならないと されている(「労務派遣行政許可実施規則」7条)。

4-3 その他の規制

中国の法律上、「労務派遣経営許可証」を取得していなければ、労務派遣業務に従事することができない(労働契約法 57条)。かかる許可証を取得するためには、前記の登録資本金が200万元以上であることを証明する資本検査報告書を管轄当局である労務管理部門に提出する必要がある(「労務派遣行政許可実施規則」8条)。この点については、下記の理由により労務派遣業務に従事する外商投資企業を新規で設立できない可能性がある。

この可能性について、北京市商務委員会および上海市商務委員会の非正式の見解によれば、労務派遣業務に従事する外商投資企業を設立する場合、商務部門において設立審査認可手続を行う前に労働管理部門から「労働派遣経営許可証」を取得することが要求されている。上記のとおり「労働派遣経営許可証」の取得には資本検査報告書の提出が必要である。しかし、外商投資企業の新規設立の場合、会社がまだ設立されていない段階(商務部門の認可手続の段階)で資本検査報告書を提出することが不可能である。そのため、労務派遣業務に従事する外商投資企業の新規設立は結果的に不可能となる可能性があり、その場合、まず経営範囲に「労務派遣」が含まれていない外商投資企業を設立してから、経営範囲に「労務派遣業務」を追加する手続を行うか、既存の企業を買収する形で行う必要がある。

以上

_

¹⁵ 本報告書完成時点、北京市商務委員会及び上海市商務委員会に非公式に確認したところ、 同旨の回答を得ている。